



保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報（同法第三十条の六第四項に規定する都道府県知事保存本人確認情報をいう。以下同じ。）のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、第一項第一号及び第二号ロからホまでに掲げるものとする。

（更新登録の添付書類）

**第一条の五** 更新登録の申請をしようとする者は、次に掲げる書類を更新登録申請書に添付して提出しなければならない。

- 一 申請者が法人である場合は、前条第一項第一号イからホまでに掲げる書類
- 二 申請者が個人である場合にあつては、前条第一項第一号ハ及び第二号イからニまでに掲げる書類

**第二条** 前項の規定にかかわらず、観光庁長官が住民基本台帳法第三十条の九の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機関保存本人確認情報のうち住民票コード以外のもの

の提供を受ける場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

**第三条** 第一項の規定にかかわらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機関保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受けた場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合は、前条第一項第二号イに掲げる書類を添付することを要しない。

（旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の様式）

**第二条** 法第五条第一項の旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿の様式は、第三号様式とす

る。

**第二条の二** 法第六条第一項第六号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行業

又は旅行業者代理業を適正に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うこ

とができるない者とする。

（財産的基礎）

**第三条** 法第六条第一項第十号の国土交通省令で定める基準は、次条に定めるところにより算定した資産額（以下「基準資産額」という。）が、次の各号に掲げる区分に従い、当該各号に定める額以上であることとする。

一 登録業務範囲が第一種旅行業務である旅行業（以下「第一種旅行業」という。）を営もうとする者 三千万円

二 登録業務範囲が第二種旅行業務である旅行業（以下「第二種旅行業」という。）を営もうとする者 七百万円

三 登録業務範囲が第三種旅行業務である旅行業（以下「第三種旅行業」という。）を営もうとする者 三百万元

四 登録業務範囲が地域限定旅行業務である旅行業（以下「地域限定旅行業」という。）を営もうとする者 百万元

**第四条** 基準資産額は、第一条の四第一項第一号ニ又は第二号ハに規定する貸借対照表又は財産に関する調書（以下「基準資産表」という。）に計上された資産（創業費その他の繰延資産及び當業権を除く。以下同じ。）の総額から当該基準資産表に計上された負債の総額及び法第八条第一項に規定する當業保証金の額（新規登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員（法第四十八条第一項に規定する保証社員をいう。以下同じ。）となることが確実であるとき、又は更新登録の申請に係る基準資産額を算定する場合であつて申請者が保証社員であるときには、法第四十九条の規定により納付すべきこととされる弁済業務保証金分担金の額）に

相当する金額を控除した額とする。

2 前項の場合において、資産又は負債の評価額が基準資産表に計上された額と異なることが明確であるときは、当該資産又は負債の価額は、その評価額によつて計算するものとする。

3 第一項の規定にかかわらず、前二項の規定により算定される額に増減があつたことが明確であるときは、当該増減後の額を基準資産額とするものとする。

（変更登録）

**第四条の二** 法第六条の四第一項の規定による変更登録（以下「変更登録」という。）の申請をしようとする旅行業者は、次の各号の区分に従い、当該各号に掲げる行政庁に、第一号様式による変更登録申請書を提出しなければならない。

- 一 第一種旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者 観光庁長官
- 二 第二種旅行業、第三種旅行業又は地域限定旅行業への変更登録の申請をしようとする旅行業者 主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事

3 前項の場合において、変更登録の申請をしようとする旅行業者は、次に掲げる書類を変更登録

申請書に添付しなければならない。

1 申請者が法人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及びニに掲げる書類

2 申請者が個人である場合にあつては、法第六条第一項第九号及び第十号のいずれにも該当しないことを証する書類並びに第一条の四第一項第一号ハ及び第二号ハに掲げる書類

3 第一項の場合において、申請書の提出を受けた行政庁と登録行政庁（旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二条において同じ。）が異なるときは、申請書の提出を受けた行政庁は、その旨を登録行政庁に通知しなければならない。

4 登録行政庁は、前項の規定による通知を受けたときは、旅行業者登録簿の当該旅行業者に係る部分の写しを当該通知を行つた行政庁に送付しなければならない。

5 前項の規定による送付を受けた行政庁は、変更登録を行つたときは、その旨を登録行政庁及び当該旅行業者に通知しなければならない。

（登録事項の変更の届出）

**第五条** 旅行業者又は旅行業者代理業者（以下「旅行業者等」という。）は、法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、登録行政庁（旅行業者等が現に登録を受けている行政庁をいう。第十条の四、第三十八条、第三十九条及び第四十条において同じ。）に、第四号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、第二種旅行業者、第三種旅行業者、地域限定旅行業者又は旅行業者代理業者が法第四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしなければならない。

1 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第五号様式による書類及び次に掲げる書類を添付しなければならない。

2 変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるときは、当該代表者が法第六条第一項第七号に該当しないことを証する書類

3 第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について

準用する。

二 変更に係る事項が法第四条第一項第四号に掲げるものであるときには、代理業契約の契約書の写し

4 第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について

準用する。

二 当該旅行業者が、前事業年度に法第七条第二項（法第九条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出をした場合（前号に掲げる場合を除く。）

（旅行者との取引の額）

**第六条の二** 法第八条第一項の国土交通省令で定める場合は、次に掲げるものとする。

1 当該旅行業者が、新規登録又は変更登録を受けたことにより當業保証金を供託する場合

2 当該旅行業者が、前事業年度に法第七条第二項（法第九条第六項において準用する場合を含む。以下この条において同じ。）の届出をした場合（前号に掲げる場合を除く。）

三 当該旅行業者の前事業年度が、一年と異なる期間であった場合（前二号に掲げる場合を除く。）

2 前項各号に掲げる場合について、法第八条第一項の国土交通省令で定める額は、それぞれ次の各号に掲げるものとする。

一 前項第一号に掲げる場合 新規登録又は変更登録の申請時に添付した書類に記載した年間取引見込額

二 前項第二号に掲げる場合 当該旅行業者の法第七条第二項の届出（当該旅行業者が新規登録又は変更登録の後に前事業年度に一回以上の変更登録を受けた者である場合は、直前の変更登録後のもの）後の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に三百六十五を乗じてこれを当該届出の日から前事業年度の終了の日までの日数で除して得た額

三 前項第三号に掲げる場合 当該旅行業者の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額に三百六十五を乗じてこれを前事業年度の日数で除して得た額（営業保証金の額）

四 法第八条第一項に規定する営業保証金の額は、別表第一の額（旅行業者の登録業務範囲が第一種旅行業務である場合にあつては、別表第一の額に別表第二の額を加えた額）とする。（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券）

五 法第八条第六項（法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める有価証券は、次に掲げるものとする。

一 國債証券

二 地方債証券

三 特別の法律により法人が発行する債券

四 前三号に掲げるもののほか、担保附社債信託法（明治三十八年法律第五十二号）による担保附社債券及び法令により優先弁済を受ける権利を保証されている社債券（自己の社債券及び会社法（平成十七年法律第八十六号）による特別清算開始の命令を受け、特別清算終結の決定の確定がない会社、破産法（平成十六年法律第七十五号）による破産手続開始の決定を受け、破産手続終結の決定若しくは破産手続廃止の決定の確定がない会社、民事再生法（平成十一年法律第二百二十五号）による再生手続開始の決定を受け、再生手続終結の決定若しくは再生手続廃止の決定の確定がない会社又は会社更生法（昭和二十七年法律第百七十二号）による更生手続開始の決定を受け、更生手続終結の決定若しくは更生手続廃止の決定の確定がない会社が発行した社債券を除く。）（営業保証金又は弁済業務保証金に充てることができる有価証券の価額）

五 法第八条第六項（法第四十七条第三項及び第四十八条第四項において準用する場合を含む。）の規定により前項の有価証券を営業保証金又は弁済業務保証金に充てる場合における当該有価証券の価額は、次の各号に掲げる有価証券の区分に従い、当該各号に定める額とする。

一 国債証券、地方債証券又は政府がその債務につき保証契約をした有価証券 額面金額

二 （額面金額－発行価額）／発行の日から償還の日までの年数）×（発行の日から供託の日までの年数+4）

三 割引の方法により発行した有価証券で供託の日から償還期限までの期間が五年を超えるものについては、その発行価額に次の算式により算出した額を加えた額を額面金額とみなして、前項の規定を適用する。（取引額の報告）

（前項の算式による計算において、発行の日から償還の日までの年数及び発行の日から供託の日までの年数について生じた年末満の端数並びに額面金額と発行価額との差額を発行の日から償還の日までの年数で除した金額について生じた円未満の端数は、切り捨てる。第九条の二 法第十条の規定により前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の報告をしようとする旅行業者は、第六号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

（旅行業務取扱管理者の職務）

第十一条 法第十一条の二第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 旅行に関する計画の作成に関する事項

二 法第十二条の規定による料金の掲示に関する事項

三 法第十二条の二第三項の規定による旅行業約款の掲示及び備置きに関する事項

四 法第十二条の四の規定による取引条件の説明に関する事項

五 法第十二条の五の規定による書面の交付に関する事項

六 法第十二条の七及び法第十二条の八の規定による広告に関する事項

七 法第十二条の十の規定による企画旅行の円滑な実施のための措置に関する事項

八 旅行に関する苦情の処理に関する事項

九 紹介した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項

十 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項

（法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるとき）

第十二条の二 法第十一条の二第五項の国土交通省令で定めるときは、営業所間の距離の合計が四十キロメートル以下のときとする。

（法第十一条の二第五項の国土交通省令で定める場合）

一 法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする旅行業者等（旅行業者代理業者にあつては、その代理する旅行業者）の登録業務範囲が地域限定旅行業務以外のものである場合

二 当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が一億円を超える場合

（営業所ごとの取引額の報告）

一 法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任しようとする旅行業者等（旅行業者代理業者にあつては、その代理する旅行業者）の登録業務範囲が地域限定旅行業務以外のものである場合

二 当該複数の営業所の前事業年度における旅行業務に関する旅行者との取引の額の合計額が一億円を超える場合

（営業所ごとの取引額の報告）

一 法第十一条の二第五項の規定に基づき複数の営業所を通じて一人の旅行業務取扱管理者を選任した場合には、毎事業年度終了後百日以内に、第七号様式の取引額報告書を登録行政庁に提出しなければならない。

（法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域）

第十一条の四 法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める地域は、拠点区域とする。

（法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間）

第十一条の六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五 法第十一条の二第六項第一号の国土交通省令で定める期間

（法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間）

第十二条の六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十一 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十二 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十三 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十四 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十五 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の十九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十一 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十二 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十三 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十四 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十五 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の二十九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十一 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十二 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十三 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十四 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十五 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の三十九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十一 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十二 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十三 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十四 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十五 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の四十九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十一 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十二 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十三 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十四 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十五 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の五十九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十一 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十二 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十三 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十四 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十五 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の六十九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十一 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十二 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十三 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十四 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十五 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十六 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十七 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十八 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の七十九 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

第十二条の八十 法第十一条の二第七項の国土交通省令で定める期間

（旅行業務取扱管理者の試験）

<p>イ 本邦外の運送機関の利用料金その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する料金に 関する知識</p> <p>ロ 旅券の申請手続、通関手続、検疫手続、為替管理その他の本邦外の旅行を取り扱う旅行業 務に必要な法令に関する知識</p> <p>ハ 本邦及び主要国における出入国に必要な手続に関する実務処理の能力</p> <p>ニ 主要国の観光に関する知識</p> <p>ホ 本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に必要な語学に関する能力</p> <p>ヘ その他本邦外の旅行を取り扱う旅行業務に関する実務処理の能力</p> <p>ハ 内旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、前項第一号から第三号までに掲げる科目とする。</p> <p>地城限定旅行業務取扱管理者試験の試験科目は、第一項第一号から第二号までに掲げる科目 (観光庁長官が告示で定めるものを除く。)とする。</p> <p>(受験手続)</p> <p><b>第十三条</b> 試験を受けようとする者は、旅行業務取扱管理者試験受験願書を観光庁長官に提出しな ければならない。</p> <p>2 法第十一条の三第三項の規定により試験の一部の免除を受けようとする者は、前項の受験願書 に、当該試験の一部の免除を受けることができる資格を有することを証する書類を添付しなけれ ばならない。</p> <p>(旅行業務取扱管理者試験合格証の交付等)</p> <p><b>第十四条</b> 観光庁長官は、試験に合格した者に対し、第八号様式による旅行業務取扱管理者試験合 格証(以下「合格証」という。)を交付するものとする。</p> <p>3 試験に合格した者は、合格証を滅失し、又は損したときは、第九号様式による合格証再交付 申請書を提出してその再交付を受けることができる。</p> <p>4 観光庁長官は、試験科目のうちの一部の科目について合格点を得た者に対し、当該科目を文書 で通知するものとする。</p> <p><b>第十五条から第十九条まで</b> 削除</p> <p>(試験の一部免除)</p> <p><b>第二十条</b> 法第十一条の三第三項の国土交通省令で定める資格を有する者は、次の各号に掲げると おりとし、それぞれ当該各号に定める試験科目を免除する。</p> <p>1 国内旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験の法及びこれに基 づく命令についての知識並びに国内旅行実務</p> <p>2 地域限定旅行業務取扱管理者試験に合格した者 総合旅行業務取扱管理者試験及び国内旅行 業務取扱管理者試験の法及びこれに基づく命令についての知識</p> <p>3 総合旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務 取扱管理者試験の国内旅行実務</p> <p>4 総合旅行業務取扱管理者試験の海外旅行実務について合格点を得た者 次回の総合旅行業務 取扱管理者試験の海外旅行実務</p> <p>5 国内旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の国内旅行業務 取扱管理者試験の国内旅行実務</p> <p>6 地域限定旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務について合格点を得た者 次回の地域限定 旅行業務取扱管理者試験の国内旅行実務</p> <p>(掲示料金の認可申請)</p> <p><b>第二十一条</b> 法第十二条第二項の国土交通省令で定める基準は、旅行業務の取扱いの料金が契約の 種類及び内容に応じて定率、定額その他の方法により定められ、旅行者にとって明確であること とする。</p> <p>ハ 旅行業約款設定(変更)認可申請書を登録行政庁に提出し</p>	<p>一 氏名又は商号若しくは名称及び住所</p> <p>二 登録番号及び登録年月日</p> <p>三 設定し、又は変更しようとする旅行業約款(変更しようとする場合にあつては、新旧の対照 を表示すること。)</p> <p>四 実施予定期日</p> <p>五 変更の認可の申請の場合にあつては、変更を必要とする理由</p> <p><b>第二十三条</b> 旅行業約款には、次に掲げる事項を記載しなければならない。</p> <p>一 旅行業務の取扱いの料金その他の旅行者との取引に係る金銭の收受に関する事項</p> <p>二 法第十二条の五の規定により運送、宿泊その他の旅行に関するサービスの提供について旅行 者に対して交付する書面の種類及びその表示する権利の内容</p> <p><b>第十四条から第二十七条の三まで</b> 削除</p> <p>(書面の記載事項)</p> <p><b>第二十七条の四</b> 法第十二条の五第三項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。</p> <p>一 旅行業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所(当該者が旅行業者等又 は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登 録番号)</p> <p>二 契約を締結する旅行業者等の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号</p> <p>三 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容</p> <p>四 旅行業者等が旅行業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行業務の取扱いの料金に關す る事項</p> <p>五 当該契約に係る旅行業務を取り扱う営業所の名称及び所在地</p> <p>六 当該契約に係る旅行業務取扱管理者の氏名</p> <p>七 契約締結の年月日</p> <p>(情報通信の技術を利用する方法)</p> <p><b>第二十七条の五</b> 法第十二条の五第四項の規定により書面の交付に代えて用いる同項の国土交通省 令で定める方法は、次に掲げる方法とする。</p> <p>一 電子情報処理組織(旅行業者等の使用に係る電子計算機と旅行業務に関し取引をする者(旅 行者を除く。以下この条において同じ。)の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続し た電子情報処理組織をいう。次条第二項において同じ。)を利用する方法のうち、イ、ロ又は ハに掲げるもの</p> <p>イ 旅行業者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする 者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という。) を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通 信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該旅行業務に関し取引をする 者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ハ 旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイ ルが備えられていない場合に、旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル</p>
--	--

<p>イ 旅行業者等の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業務に関し取引をする 者の使用に係る電子計算機に前条に掲げる事項(以下この条において「記載事項」という。) を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された記載事項を電気通 信回線を通じて旅行業務に関し取引をする者の閲覧に供し、当該旅行業務に関し取引をする 者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法</p> <p>ハ 旅行業務に関し取引をする者の使用に係る電子計算機に記載事項を記録するためのファイ ルが備えられていない場合に、旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル</p>
---

(専ら当該旅行業務に關し取引をする者の用に供するものに限る。次条第二号において「顧客ファイル」という。)に記録された記載事項を電気通信回線を通じて旅行業務に關し取引をする者の閲覧に供する方法

二 電磁的記録媒体(電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができる方式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供されるものに係る記録媒体をいう。第三十七条の五第一項第二号において同じ。)をもつて調製するファイルに記載事項を記録したもの交付する方法

三 前項に掲げる方法は、次に掲げる技術的基準に適合するものでなければならない。

一 前項第一号又はロに掲げる方法にあつては、旅行業務に關し取引をする者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成することができるものであること。

二 前項第一号ハに掲げる方法にあつては、顧客ファイルへの記録がされた記載事項を、当該顧客ファイルに記録された時を始期とし、当該記載事項に係る旅行に関するサービスの提供が終了した日の翌日から起算して二年を経過した日(同日以前に当該旅行に關するサービスについて苦情の申出があつたときは、同日と当該苦情が解決した日のいずれか遅い日)を終期とする期間、消去し、又は改変することができないものであること。

**第二十七条の六 旅行業法施行令(昭和四十六年政令第三百三十八号。以下「令」という。)第二条第二項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類は前条第一項に掲げる方法のうち旅行業者等が使用するものとし、示すべき電磁的方法の内容はファイルへの記録の方式とする。**

2 令第二条第二項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出(以下「承諾等」という。)をする場合に用いる電磁的方法は、次に掲げるもの

一 電子情報処理組織を利用する方法のうち、イ又はロに掲げるもの  
イ 旅行業務に關し取引をする者の使用に係る電子計算機から電気通信回線を通じて旅行業者等の使用に係る電子計算機に承諾等をする旨を送信し、当該電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

ロ 旅行業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された前項に規定する電磁的方法の種類及び内容を電気通信回線を通じて旅行業務に關し取引をする者の閲覧に供し、当該電子計算機に備えられたファイルに承諾等をする旨を記録する方法

二 前条第一項第二号に掲げる方法  
(旅行業務取扱管理者の証明書の様式)

**第二十七条の七 法第十二条の五の二の国土交通省令で定める様式は、第十号様式とする。**  
(外務員の証明書の様式)

**第二十八条 法第十二条の六第一項の国土交通省令で定める様式は、第十一号様式とする。**  
(標識の様式)

**第三十一条 法第十二条の九の国土交通省令で定める様式は、次の各号に掲げる営業所の区分に応じ、当該各号に定めるものとする。**  
一 旅行業者の営業所(次号に掲げるものを除く。) 第十二号様式  
二 旅行業者の営業所であつて法第十二条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの 第十三号様式  
三 旅行業者代理業者の営業所(次号に掲げるものを除く。) 第十四号様式  
四 旅行業者代理業者の営業所であつて法第十二条の二第六項第一号又は第二号に該当するもの 第十五号様式  
(旅程管理のための措置)

**第三十二条 法第十二条の十の国土交通省令で定める措置は、次のとおりとする。**  
一 旅行に関する計画に定めるサービスの旅行者への確実な提供を確保するために旅行の開始前に必要な予約その他の措置

二 旅行地において旅行に関する計画に定めるサービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に關する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における代替サービスの手配及び当該サービスの提供を受けるために必要な手続の実施その他の措置(本邦内の旅行であつて、契約の締結の前に旅行者にこれらの措置を講じない旨を説明し、かつ、当該旅行に關する計画に定めるサービスの提供を受ける権利を表示した書面を交付した場合を除く。))

三 旅行に關する計画に定めるサービスの内容の変更を必要とする事由が生じた場合における区内における円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に關する指示

四 旅行に關する計画における二人以上の旅行者が同一の日程により行動することを要する区間ににおける円滑な旅行の実施を確保するために必要な集合時刻、集合場所その他の事項に關する指示

三 旅行管理業務に関する実務の経験

**第三十三条 法第十二条の十一第一項の国土交通省令で定める旅行管理業務に關する実務の経験は、同項に規定する研修の課程を修了した日の前後一年以内に一回以上又は当該研修の課程を修了した日から三年以内に二回以上の旅行管理業務(本邦外の企画旅行に参加する旅行者に同行する者にあつては、本邦外の旅行に關する旅行管理業務に限る。)に從事した経験(観光庁長官が、本邦外の企画旅行に係る旅行管理業務に關し特別の事情があると認めて、旅行の目的地の状況、言語その他の事項を勘案し旅行の目的地及び期間を限定して異なる経験を告示により指定した場合にあつては、当該指定による経験)とする。**  
2 前項の場合において、法第十二条の十一第一項の規定に適合する者の指導による旅行管理業務に相当する実務の研修を受けた経験は、当該研修を受けた地域を目的地とする旅行に係る旅行管理業務に從事した経験とみなす。

**第三十四条 法第十二条の十二(法第十二条の十五第二項において準用する場合を含む。)の規定により法第十二条の十一第一項の登録を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を、観光庁長官に提出しなければならない。**

一 登録を受けようとする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに法人にあつては、その代表者の氏名

二 登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を行おうとする事務所の名称及び所在地

三 登録を受けようとする者が旅程管理研修業務を開始する日前の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一 登録を受けようとする者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 定款又は寄付行為及び登記事項証明書

ロ 役員の氏名及び経歴を記載した書類

二 登録を受けようとする者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類

イ 住民票の写し

ロ 履歴書

三 旅程管理研修が法別表第一の上欄に掲げる科目(以下この節において「登録研修科目」といいう。)について、それぞれ同表の下欄に掲げる講師(以下この節において「登録研修講師」といいう。)により行わることを証する書類

四 登録研修講師の氏名、担当科目及び専任又は兼任の別を記載した書類

五 登録を受けようとする者が法第十二条の十三各号のいずれにも該当しないことを証する書類(登録研修登録簿の記載事項)

**第三十五条 法第十二条の十四第二項第四号の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。**

一 旅程管理研修業務を行う事務所の名称

## 二 旅程管理研修業務の開始日

(旅程管理研修業務の実施基準)

**第三十六条** 法第十二条の十六の国土交通省令で定める基準は、次に掲げるものとする。

一 旅行業に従事する者に對して、旅程管理研修を行うこと。

二 旅程管理研修を毎年一回以上行うこと。

三 登録研修科目的研修時間等の研修の内容及び研修の方法が、それぞれ観光庁長官が告示で定める基準に適合するものであること。

四 観光庁長官が告示で定める基準に適合する教材（以下この節において「登録研修教材」といふ。）を使用するものであること。

五 登録研修講師は旅程管理研修の内容に對し、旅程管理研修中に適切に応答すること。

六 観光庁長官が告示で定めるところにより旅程管理研修の修了試験（以下この節において「修了試験」という。）を行い、当該試験に合格した者に對して、旅程管理研修の修了証明書（以下この節において「修了証明書」という。）を交付すること。

七 旅程管理研修を実施する日時、場所その他旅程管理研修の実施に關し必要な事項及び当該研修が旅程管理研修である旨を公示すること。

（登録事項の変更の届出）

**第三十七条** 登録研修機関（法第十二条の十一第一項に規定する「登録研修機関」をいう。以下この節において同じ。）は、法第十二条の十七の規定による届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 変更しようとする事項

二 変更しようとする日

三 変更の理由

（旅程管理研修業務規程の記載事項）

**第三十七条の二** 法第十二条の十八第二項の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理研修業務を行う時間及び休日に關する事項

二 旅程管理研修業務を行う事務所に關する事項

三 旅程管理研修の日程及び公示方法に關する事項

（旅程管理研修の受講の申請に關する事項）

一 旅程管理研修業務を行なう時間及び休日に關する事項

二 旅程管理研修業務を行う事務所に關する事項

三 旅程管理研修の日程及び公示方法に關する事項

（旅程管理研修の実施方法に關する事項）

一 旅程管理研修の受講料金及びその収納の方法に關する事項

二 旅程管理研修の内容及び時間に關する事項

三 登録研修教材に關する事項

四 修了試験の実施方法

五 修了試験書の交付及び再交付に關する事項

六 旅程管理研修に関する料金及びその収納の方法に關する事項

七 旅程管理研修の秘密の保持に關する事項

八 登録研修教材に關する事項

九 不正な受講者の処分に關する事項

十 その他旅程管理研修業務に關し必要な事項

（旅程管理研修業務の休廃止の届出）

**第三十七条の三** 登録研修機関は、法第十二条の十九の届出をしようとするときは、次に掲げる事項を記載した届出書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする日

二 旅程管理研修業務を休止しようとする期間

三 旅程管理研修業務を休止又は廃止しようとする理由

## （財務諸表等の閲覧の方法）

**第三十七条の四** 法第十二条の二十第二項第二号の国土交通省令で定める方法は、当該電磁的記録に記録された事項を紙面又は出力装置の映像面に表示する方法とする。

（電磁的記録に記録された事項を提供するための電磁的方法）

一 送信者の使用に係る電子計算機と受信者の使用に係る電子計算機とを電気通信回線で接続した電子情報処理組織を使用する方法であつて、当該電気通信回線を通じて情報が送信され、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該情報が記録されるもの。

二 電磁的記録媒体をもつて調製するファイルに情報を記録したものを受け付ける方法

前項各号に掲げる方法は、受信者がファイルへの記録を出力することによる書面を作成できるものでなければならない。

（帳簿の記載事項）

**第三十七条の六** 法第十二条の二十四の国土交通省令で定める事項は、次に掲げるものとする。

一 旅程管理研修の料金の収納に關する事項

二 旅程管理研修の受講申請の受理に關する事項

三 旅程管理研修の証明書の交付及び再交付に關する事項

四 その他旅程管理研修の実施状況に關する事項

一 登録研修機関は、法第十二条の二十四の帳簿を備え、旅程管理研修業務を廃止するまで保存しなければならない。

二 登録研修機関は、登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を旅程管理研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

三 登録研修機関は、旅程管理研修に用いた登録研修教材並びに修了試験に用いた問題用紙及び答案用紙を旅程管理研修を実施した日から三年間保存しなければならない。

（旅程管理研修業務の引継ぎ）

**第三十七条の七** 登録研修機関は、法第十二条の二十七第二項に規定する場合には、次に掲げる事項を行わなければならない。

一 旅程管理研修業務を観光庁長官に引き継ぐこと。

二 旅程管理研修業務に関する帳簿及び書類を観光庁長官に引き継ぐこと。

三 その他観光庁長官が必要と認める事項

（禁止行為）

**第三十七条の八** 法第十三条第三項第四号の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 運送サービス（専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。）を提供する者に對し、輸送の安全の確保を不當に阻害する行為

二 旅行者に對し、旅行地において特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為

三 宿泊のサービスを提供する者（旅館業法（昭和二十三年法律第二百三十八号）第三条の二第一項に規定する営業者を除く。）と取引を行う際に、当該者が住宅宿泊事業法（平成二十九年法律第六十五号）第三条第一項の届出をした者であるかどうかの確認を怠る行為

（事業の廃止等の届出）

**第三十八条** 法第十五条第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 登録番号

三 事業廃止の年月日

四 事業廃止の理由

2 法第十五回第一項の規定により旅行業又は旅行業者代理業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。

- 一 前項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 事業譲渡の年月日
- 三 事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 四 事業譲渡の理由
- 3 法第十五条第一項の規定により分割による旅行業又は旅行業者代理業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を登録行政庁に提出しなければならない。
- 一 第一項第一号及び第二号に掲げる事項
- 二 事業分割承継の年月日
- 三 事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地
- 四 事業分割承継の理由
- (法人の合併による消滅等の届出)
- 3 法第十五条第二項の規定により旅行業者等たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を登録行政庁に提出しなければならない。
- 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 二 登録番号
- 三 合併の年月日
- 四 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地
- 五 合併の理由
- (死亡の届出)
- 第四十条 法第十五条第三項の規定により旅行業者等の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行業者等死亡届出書を登録行政庁に提出しなければならない。
- 一 氏名又は商号若しくは名称及び住所
- 二 登録年月日
- 三 死亡の年月日
- (心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)
- 第四十一条 旅行業者代理業者（個人にあつては、その法定代理人若しくは同居の親族を含む。）は、当該旅行業者代理業者（法人にあつては、その役員）が精神の機能の障害を有することにより認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない状態となつたときは、登録行政庁（旅行業者代理業者が現に登録を受けている行政庁をいう。）に届け出なければならない。（この場合においては、病名、障害の程度、病因、病後の経過、治癒の見込みその他参考となる所見を記載した医師の診断書を添付しなければならない。）
- (手数料)
- 第四十二条 法第十四条第一項から第三項までに規定する手数料は、それぞれ更新登録申請書、旅行業務取扱管理者試験受験願書又は旅程管理研修受講申請書に収入印紙を貼つて納めなければならぬ。
- 2 法第六十九条第九項の規定により前項の手数料を旅行業協会に納付する場合にあつては、前項の規定にかかわらず、当該旅行業協会の試験事務規程に定めるところによる。
- 3 すでに納めた手数料は、いかなる理由があつても返さない。
- 第二節 旅行サービス手配業**
- (新規登録の申請手続)
- 第四十三条 法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、次のとおりとする。

- 一 申請者が法人である場合にあつては、次に掲げる書類
- イ 定款又は寄附行為
- ロ 登記事項証明書
- ハ 次に掲げる事項を記載した書類
- (1) 旅行サービス手配業務に係る事業の計画
- (2) 旅行サービス手配業務に係る組織の概要
- 二 法第六条第一項第一号、第二号、第四号及び第八号並びに法第二十六条第一項第三号から第五号までのいずれにも該当しないことを証する書類
- イ 申請者が個人である場合にあつては、次に掲げる書類
- ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）
- ハ 法第六条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに法第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号のいずれにも該当しないことを証する書類
- 二 前号ハに掲げる書類
- イ 住民票の写し
- ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）
- ハ 法第六条第一項第一号から第四号まで及び第八号並びに法第二十六条第一項第二号、第三号及び第五号のいずれにも該当しないことを証する書類
- 二 前号ハに掲げる書類
- イ 住民票の写し
- ロ 申請者が未成年者であるときは、その法定代理人の氏名及び住所（法定代理人が法人である場合にあつては、その商号又は名称及び住所並びにその代表者の氏名）を記載した書類（申請者が営業に関し成年者と同一の行為能力を有する未成年者であるときは、その法定代理人の許可を受けたことを証する書面）
- ハ 法第二十五条第一項の旅行サービス手配業者登録簿の様式
- 二 前項の規定にかかるらず、都道府県知事が住民基本台帳法第三十条の十一第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により地方公共団体情報システム機構から当該申請者に係る機構保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものの提供を受ける場合又は同法第三十条の十五第一項（同項第一号に係る部分に限る。）の規定により当該申請者に係る都道府県知事保存本人確認情報のうち住民票コード以外のものを利用する場合の法第二十四条第二項の国土交通省令で定める事項を記載した書類は、前項第一号及び第二号ロからニまでに掲げるものとする。
- (旅行サービス手配業者登録簿の様式)
- 第四十四条 法第二十五条第一項の旅行サービス手配業者登録簿の様式は、第十七号様式とする。
- (心身の故障により旅行サービス手配業を適正に遂行することができない者)
- 第四十五条 法第二十六条第一項第三号の国土交通省令で定める者は、精神の機能の障害により旅行サービス手配業を適正に遂行するに当たつて必要な認知、判断及び意思疎通を適切に行うことができない者とする。
- (登録事項の変更の届出)
- 第四十五条 旅行サービス手配業者は、法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をしようとするときは、主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に、第十八号様式による登録事項変更届出書を提出しなければならない。ただし、法第二十四条第一項第二号に規定する主たる営業所の所在地の変更（都道府県の区域を異にする所在地の変更に限る。）の届出をしようとするときは、変更後の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に届出書を提出しなければならない。
- 2 前項の届出書には、変更に係る事項に関する第十九号様式による書類及び法人の代表者が法第六项第七号に該当しないことを証する書類（変更に係る事項が法人の代表者の氏名であるとともに限る。）を添付しなければならない。
- 3 第四条の二第三項から第五項までの規定は、第一項ただし書の届出事項の登録の実施について準用する。この場合において、同条第三項中「登録行政庁（旅行業者が現に登録を受けている行政庁をいう。以下この条、第九条の二及び第二十二条において同じ。）」とあり、並びに同項、同条第四項及び第五項中「登録行政庁」とあるのは、「変更前の主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事」と読み替えるものとする。
- 二 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。
- 第四十六条 法第二十八条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 法第三十条の規定による書面の交付に関する事項  
二 旅行サービス手配業務に関する苦情の処理に関する事項  
三 契約締結の年月日、契約の相手方その他の旅行サービス手配業務に関し取引をする者と締結した契約の内容に係る重要な事項についての明確な記録又は関係書類の保管に関する事項  
四 前各号に掲げるもののほか、取引の公正、旅行の安全及び旅行者の利便を確保するため必要な事項として観光庁長官が定める事項  
(法第二十八条第六項の国土交通省令で定める期間)

**第四十七条** 法第二十八条第六項の国土交通省令で定める期間は、五年とする。

(準用)

**第四十八条** 第三十四条から第三十七条の七までの規定は、法第二十八条第五項に規定する登録修理機関について準用する。この場合において、第三十四条第一項及び第三十七条中「第十二条の十一第一項」とあるのは、「第二十八条第五項」と、同項第二号及び第三号、第三十五条、第三十七条の二第一号、第二号、第十一号、第十二号及び第十四号、第三十七条の三、第三十七条の六第二項並びに第三十七条の七第一号及び第二号中「旅程管理研修業務」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修業務」と、第三十四条第二項第三号、第三十六条第一号、第二号及び第五号から第七号まで、第三十七条の二第三号から第七号まで並びに第三十七条の六第一項及び第三項中「旅程管理研修」とあるのは「旅行サービス手配業務取扱管理者研修」と、第三十四条第二項第三号中「別表第一」とあるのは「別表第二」と、第三十六条第一号中「旅行業」とあるのは「旅行サービス手配業」と読み替えるものとする。  
(書面の記載事項)

**第四十九条** 法第三十条第一項の国土交通省令で定める事項は、次のとおりとする。

一 旅行サービス手配業務に関し取引をする者の氏名又は商号若しくは名称及び住所(当該者が旅行業者等又は旅行サービス手配業者である場合においては、氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号)

二 契約を締結する旅行サービス手配業者の氏名又は商号若しくは名称及び住所並びに登録番号

三 旅行者に提供すべき旅行に関するサービスの内容

四 旅行サービス手配業者が旅行サービス手配業務に関し取引をする者に支払う対価又は旅行サービス手配業務の取扱いの料金に関する事項

五 当該契約に係る旅行サービス手配業務を取り扱う営業所の名称及び所在地

六 当該契約に係る旅行サービス手配業務取扱管理者の氏名

七 契約締結の年月日  
(情報通信の技術を利用する方法)

**第五十条** 第二十七条の五の規定は、法第三十条第二項の規定により同項に規定する措置を講ずるときについて準用する。この場合において、第二十七条の五第一項第一号中「旅行業者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と、同号中「旅行業務に関し取引をする者(旅行者を除く。以下この条において同じ。)」とあり、並びに同号からハまで及び同条第二項第一号中「旅行業務に関し取引をする者」とあるのは「旅行サービス手配業務に関し取引をする者」と読み替えるものとする。

**第五十一条** 第二十七条の六第一項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の規定により示すべき電磁的方法の種類及び内容について、第二十七条の六第二項の規定は令第二条第三項において準用する令第一条第一項の承諾又は同条第二項の申出について、それぞれ準用する。この場合において、第二十七条の六第二項第一号中「旅行業務」とあるのは「旅行サービス手配業務」と、「旅行業者等」とあるのは「旅行サービス手配業者」と読み替えるものとする。

(禁止行為)

**第五十二条** 法第三十一条第三項の国土交通省令で定める行為は、次に掲げるものとする。

一 旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、法令に違反する行為を行うことをあつれるんし、又はその行為を行うことに関し便宜を供与する行為

二 運送サービス(専ら企画旅行の実施のために提供されるものに限る。)を提供する者に対し、輸送の安全の確保を不當に阻害する行為  
三 旅行サービス手配業務に関し取引をする者に対し、旅行者が特定のサービスの提供を受けること又は特定の物品を購入することを強要する行為を行うことをあつせんし、又はその行為を行ふことに関し便宜を供与する行為  
(事業の廃止等の届出)

**第五十三条** 法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の廃止の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業廃止届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 登録番号

三 事業廃止の年月日

四 事業廃止の理由

2 法第三十五条第一項の規定により旅行サービス手配業の全部の譲渡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業譲渡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 前項第一号及び第二号に掲げる事項

二 事業譲渡の年月日

三 事業を譲り受けた者の氏名又は商号若しくは名称及び住所

四 事業譲渡の理由

3 法第三十五条第一項の規定により分割による旅行サービス手配業の全部の承継の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した事業分割承継届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 第一項第一号及び第二号に掲げる事項

二 事業分割承継の年月日

三 事業を分割により承継した法人の商号又は名称及び所在地

四 事業分割承継の理由

(法人の合併による消滅等の届出)

2 法第三十五条第二項の規定により旅行サービス手配業者たる法人の合併による消滅の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した法人消滅届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 登録番号

三 合併の年月日

四 合併後存続する法人又は合併により設立した法人の商号又は名称及び所在地

五 合併の理由  
(死亡の届出)

**第五十五条** 法第三十五条第三項の規定により旅行サービス手配業者の死亡の届出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した旅行サービス手配業者死亡届出書を主たる営業所の所在地を管轄する都道府県知事に提出しなければならない。

一 氏名又は商号若しくは名称及び住所

二 登録年月日

三 死亡の年月日  
(心身の故障により認知等を適切に行うことができない状態となつた場合の届出)



組織する団体にあつては、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事)に届け出なければならない。(試験事務の代行)

**第六十七条** 旅行業協会は、法第六十九条第一項の規定により試験事務を行なおうとするときは、次に掲げる事項を記載した申請書を観光庁長官に提出しなければならない。

一 名称及び住所並びに代表者の氏名

二 試験事務を行なう事務所の所在地

三 試験事務を統括する役員の氏名

四 試験事務の実施に関する計画の概要

五 法第六十九条第一項の規定により試験事務を実施する旅行業協会の名称及び主たる事務所の所在地並びに試験事務を行う事務所の所在地は、次のとおりとする。

名称	主たる事務所の所在地	試験事務を行う事務所の所在地
一般社団法人 日本旅行業協会	東京都千代田区霞が関三丁目三番三号	東京都千代田区霞が関三丁目三番三号
一般社団法人 全国旅行業協会	東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂(変更の届出)	東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂(変更の届出)
	号全日通霞が関ビル	全日通霞が関ビル
	東京都港区赤坂四丁目二番十九号赤坂	シヤスタイルビル

**第六十八条** 旅行業協会は、前条第一項各号に掲げる事項に変更があつたときは、その日から十日以内に、その旨を観光庁長官に届け出なければならない。(旅行業協会が試験事務を行う場合における規定の適用)

**第六十九条** 法第六十九条第一項の規定により旅行業協会が試験事務を行う場合における第十三条第一項並びに第十四条第一項及び第四項の規定の適用については、これらの規定中「観光庁長官」とあるのは、「旅行業協会」とする。(試験事務規程)

**第七十条** 法第六十九条第二項の試験事務規程で定めるべき事項は、次のとおりとする。

一 試験の種類に関する事項

二 試験事務を行なう事務所の所在地に関する事項

三 試験の実施の方法に関する事項

四 手数料の収納の方法に関する事項

五 前各号に掲げるもののほか、試験事務の実施に関する必要な事項(試験委員の要件)(報告)

**第七十一条** 法第六十九条第四項の国土交通省令で定める要件を備える者は、第十二条に規定する科目のうちその担当する試験の科目について専門的な知識又は学識経験を有する者とする。

**第七十二条** 旅行業者等、登録研修機関、旅行業協会又は法第六十八条の団体は、観光庁長官又は都道府県知事から法第七十条第一項の規定による報告を求められたときは、遅滞なく、要求のあつた事項について観光庁長官又は都道府県知事に報告しなければならない。(身分証票の様式)

**第七十三条** 法第七十条第五項の身分を示す証票(國の職員が携帯するものを除く。)の様式は、(氏名等の公表方法)

**第七十四条** 観光庁長官は、法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行つた者の氏名又は名称その他法令違反行為による被害の発生若しくは拡大を防止し、又は取引の公正を確保するためのとする。

するときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行つた者に対して意見を述べる機会を与えないければならない。(意見を述べる機会の供与)

**第七十五条** 法第七十一条の規定に基づき、法令違反行為を行つた者の氏名を一般に公表しようとするときは、あらかじめ、当該法令違反行為を行つた者に対して意見を述べる機会を与えないければならない。

(経由機関)

**第七十六条** 法又はこの省令の規定により観光庁長官に提出する書類は、第十三条第一項、第十四条第二項、第五十七条第一項、第五十八条、第五十九条、第六十七条第一項及び第六十八条に規定するものを除き、当該書類を提出する者の主たる営業所又は事務所の所在地を管轄する地方運輸局を経由して提出しなければならない。

1 この省令は、公布の日から施行する。ただし、第五条の規定は、公布の日から起算して六月を経過した日から施行する。

2 旅行あつ旋業法施行規則(昭和二十七年運輸省令第七十九号。以下「旧規則」という。)は、廃止する。

附 則 (昭和四七年三月二二日運輸省令第七号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和四七年一月二日運輸省令第五九号)

この省令は、昭和四七年十一月十日から施行する。

附 則 (昭和四八年一月二〇日運輸省令第五六号)

この省令は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和五〇年七月一日運輸省令第二三号)

この省令は、昭和五十年七月十日から施行する。

附 則 (昭和四七年七月九日運輸省令第二一号)

この省令は、昭和五十二年七月十五日から施行する。

附 則 (昭和五三年三月二七日運輸省令第一一号)

この省令は、昭和五十三年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五四年四月二八日運輸省令第一六号)

抄

(施行期日)

この省令は、昭和五四年四月二八日から施行する。

附 則 (昭和五四年七月一二日運輸省令第三二号)

この省令は、昭和五十五年一月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年三月二五日運輸省令第七号)

抄

この省令は、昭和五十六年四月一日から施行する。

附 則 (昭和五六六年九月二八日運輸省令第四二号)

この省令は、昭和五十六年十月一日から施行する。

附 則 (昭和五八年二月一四日運輸省令第五号)

(施行期日)

この省令は、旅行業法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和五十八年四月一日)から施行する。

(経過措置)

1 この省令の施行前に改正法による改正前の旅行業法(以下「旧法」という。)第十二条の三第四項第一号口又は同項第二号口の規定による認定を受けた者については、この省令による改正前

の旅行業法施行規則第十条第二項及び第三項並びに第十二条第一項の規定は、なおその効力を有する。

2 この省令の施行前に旧法第十二条の三第四項第一号口又は同項第二号口の規定による認定を受けた者は、この省令による改正後の旅行業法施行規則(以下「新規則」という。)第二十条及び



法による改正後の旅行業法（以下「新法」という。）の規定による旅行業の登録は、次のとおりとする。

- 一 主催旅行を実施する一般旅行業の登録にあつては、第一種旅行業の登録
- 二 主催旅行を実施する国内旅行業の登録にあつては、第二種旅行業の登録
- 三 前二号に掲げる登録以外の登録にあつては、第三種旅行業の登録
- 2 改正法附則第三条第一項の運輸省令で定める登録の申請は、主催旅行を実施しない一般旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の登録の申請及び主催旅行を実施しない国内旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の登録の申請とする。
- 3 改正法附則第三条第一項の規定により、旧法の規定による申請は、次に掲げるところにより、それぞれ新法の規定による申請とみなす。
  - 一 主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第一種旅行業の新規登録の申請
  - 二 国内旅行業者がした主催旅行を実施する一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第一種旅行業への変更登録の申請
  - 三 主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第三種旅行業の新規登録の申請
  - 四 主催旅行を実施する国内旅行業者がした主催旅行を実施しない一般旅行業の新規登録の申請にあつては、第三種旅行業への変更登録の申請
  - 五 主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第一種旅行業の新規登録の申請
  - 六 一般旅行業者がした主催旅行を実施する国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第二種旅行業への変更登録の申請
  - 七 主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請（次号に掲げるものを除く。）にあつては、第三種旅行業の新規登録の申請
  - 八 主催旅行を実施する一般旅行業者がした主催旅行を実施しない国内旅行業の新規登録の申請にあつては、第三種旅行業への変更登録の申請
  - 九 旅行業代理店業の新規登録の申請にあつては、第一種旅行業の更新登録の申請
  - 十 主催旅行を実施する一般旅行業の更新登録の申請にあつては、第一種旅行業の更新登録の申請
  - 十一 主催旅行を実施する国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第二種旅行業の更新登録の申請
  - 十二 主催旅行を実施しない一般旅行業又は国内旅行業の更新登録の申請にあつては、第三種旅行業の更新登録の申請
  - 十三 この省令の施行の際現にされている新規登録又は更新登録の申請に係る基準資産額については、なお従前の例による。
  - 2 この省令の施行の日から平成十一年三月三十一日までの間にされた新規登録、更新登録又は変更登録の申請については、この省令による改正後の旅行業法施行規則（以下「新規則」という。）第三条第二号中「七百万円」とあるのは「五百万円」とする。
  - 第四条 この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅行業法施行規則（以下「旧規則」という。）第三十四条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験を有する者については、この省令の施行の日に新規則第三十四条第一項に規定する旅程管理業務（旧規則第三十四条第一項第二号に規定する旅程管理業務に関する実務の経験を有する者にあつては、本邦外の旅行に関する旅程管理業務）に従事したとみなす。
  - 2 この省令の施行の際現に旧法第十二条の十一第一項に規定する研修の課程を修了している者又は改正法附則第十条の規定により新法第十二条の十一第一項に規定する研修の課程を修了している者とみなされる者については、この省令の施行の日に当該研修の課程を修了したものとして規則第三十四条第一項の規定を適用する。

附 則（平成九年一二月一五日運輸省令第七五号）

（施行期日） 1 この省令は、平成十年一月一日から施行する。

- 2 第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式による登録事項変更届出書及び取引額報告書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。

- 3 第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式による登録事項変更届出書及び取引額報告書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第四号様式及び第六号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
  - 2 第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第一号様式及び第八号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書並びに合格証再交付申請書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一号様式及び第八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
  - 3 第二条の規定による改正前の旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書並びに合格証再交付申請書については、それぞれ同条の規定による改正後の旅行業法施行規則第一号様式及び第八号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。
- 附 則（平成一二年三月二四日運輸省令第一一号）
- （施行期日） 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。  
 第二条 この省令の施行前に改正前の旅行業法施行規則（以下「旧旅行業法施行規則」という。）第五条第一項の規定によりされた届出書の提出で、この省令の施行の日において提出先の行政庁が異なることとなるものは、改正後の旅行業法施行規則（以下「新旅行業法施行規則」という。）の相当規定によりされた提出とみなす。
- 2 旧旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、更新登録申請書及び変更登録申請書については、新旅行業法施行規則第一号様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。この場合には、収入印紙又は証紙のちよう付は、手数料を納めなければならない登録の申請の場合に限るものとする。
- （証票等に関する経過措置）
- 第三条 この省令の施行前に交付した改正前のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証は、改正後のそれぞれの省令の規定による証票、身分証明書及び職員証とみなす。
- 附 則（平成一二年三月二九日運輸省令第一四号）
- （施行期日） 第一条 この省令は、平成十二年四月一日から施行する。  
 第二条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。  
 （経過措置）
- 2 この省令の施行前に和議開始の申立てをした会社が発行した社債券については、この省令による改正後の旅行業法施行規則第八条第二号の規定にかかわらず、なお従前の例による。
- 附 則（平成一二年三月二九日運輸省令第三九号）
- （施行期日） 第一条 この省令は、平成十三年一月六日から施行する。
- （経過措置）
- 2 この省令による改正前の船員法施行規則第十七号書式による災害補償審査（仲裁）申請書、水先法施行規則第一号様式による水先人免許申請書、第三号様式による水先免状再交付申請書、第四号様式による水先人免許更新申請書、第五号様式による水先人試験／第一次／第二次／受験申請書並びに第十二号様式による納付書、自動車登録番号標交付代行者規則別記様式による標識、自動車整備士技能検定規則第一号様式による自動車整備士技能検定申請書、自動車事故報告規則別記様式による自動車事故報告書、道路運送車両法施行規則第一号様式の三による封印取付受託者の標識、第四号様式による回送運行許可証、第十二号様式の三による検査標準、第十五号様式による軽自動車届出書、第十六号様式による軽自動車届出済証、第十七号様式の二による臨時運転番号標貸与証並びに第十七号様式の三による軽自動車届出済証記入申請書、船舶職員法

施行規則の一部を改正する省令（平成十一年運輸省令第四号）別記様式による海技免状引換え申請書、第二号様式による海技従事者免許申請書、第三号様式による限定解除申請書、第六号様式による登録事項（海技免状）訂正申請書、第七号様式による海技免状更新申請書、第九号様式による海技免状再交付申請書、第十一号様式その一による海技士（航海）・海技士（機関）・海技士（通信）及び海技士（電子通信）の資格に係る海技従事者国家試験申請書（二）、第十一号様式その二による小型船舶操縦士の資格に係る海技従事者国家試験申請書、第十三号様式による船舶職員養成の実施状況報告書、第十五号様式による乗組み基準特例許可申請書、第十五号様式の二による締約国資格受有者承認申請書・登録事項（承認証）訂正申請書・承認証再交付申請書、第十六号様式その一による納付書及び第十六号様式その二による納付書、船舶に乗り組む医師及び衛生管理者に関する省令第一号様式による衛生管理者資格認定申請書、道路交通に関する条約の実施に伴う道路運送車両法の特例等に関する法律施行規則第三号様式による登録証書、自動車の登録及び検査に関する申請書等の様式等を定める省令第十号様式による登録事項等通知書、第一号様式による抹消登録証明書、第十二号様式から第十四号様式までによる登録事項等証明書、第十五号様式による自動車検査証、第十六号様式による自動車検査証返納証明書、第十七号様式による自動車予備検査証並びに第十八号様式による限定自動車検査証、旅行業法施行規則第一号様式による新規登録申請書、変更登録申請書及び更新登録申請書、第三号様式による旅行業者登録簿及び旅行業者代理業者登録簿、第四号様式による登録事項変更届出書、第五号様式による変更届出添付書類、第六号様式による取引額報告書、第十一号様式及び第十二号様式による旅行業登録票並びに第十三号様式及び第十四号様式による旅行業者代理業登録票、船舶安全法の規定に基づく事業場の認定に関する規則第十号様式による変更承認申請書及び船舶料理士に関する省令第一号様式による船舶料理士資格証明書交付申請書及び第三号様式による船舶料理士資格証明書再交付申請書は、この省令による改正後のそれぞれの書式又は様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。

附 則（平成一三年三月一五日国土交通省令第三七号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一三年三月一六日国土交通省令第四一号）

この省令は、書面の交付等に関する情報通信の技術の利用のための関係法律の整備に関する法律の施行の日（平成十三年四月一日）から施行する。

附 則（平成一三年三月三〇日国土交通省令第七二号）

この省令は、平成十三年四月一日から施行する。

附 則（平成一四年八月一一日国土交通省令第九三号）

この省令は、住民基本台帳法の一部を改正する法律の施行の日（平成十四年八月五日）から施行する。

附 則（平成一四年一二月二七日国土交通省令第一二二一号）

この省令は、証券決済制度等の改革による証券市場の整備のための関係法律の整備等に関する法律の施行の日（平成十五年一月六日）から施行する。

附 則（平成一六年三月三一日国土交通省令第三四号）

この省令は、公布の日から施行する。

附 則（平成一六年一二月一三日国土交通省令第九八号）  
(施行期日)

この省令は、旅行業法の一部を改正する法律の施行の日（平成十七年四月一日）から施行する。ただし、第八条の改正規定（同条第四号に係る部分に限る。）は、破産法の施行の日（平成十七年一月一日）から施行する。

附 則（平成一六年一二月一三日国土交通省令第九八号）  
(経過措置)

この省令の施行の際現にこの省令による改正前の旅行業法施行規則第三十四条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験は、この省令による改正後の旅行業法施行規則第三十三条第一項に規定する旅程管理業務に関する実務の経験とみなす。

		附 則 (平成二一年八月二八日国土交通省令第五三号)
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、消費者庁及び消費者委員会設置法（平成二十一年法律第四十八号）の施行の日（平成二十一年九月一日）から施行する。	
	(証票に関する経過措置)	
<b>第二条</b>	この省令の施行の際現に交付されているこの省令による改正前の旅行業法施行規則第十六号様式による証票は、この省令による改正後の旅行業法施行規則第十六号様式による証票とみなす。	
	附 則 (平成二四年三月三〇日国土交通省令第二五号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、民法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第六十一号）の施行の日（平成二十四年四月一日）から施行する。	
	附 則 (平成二四年六月二九日国土交通省令第六八号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、平成二十四年七月一日から施行する。	
	附 則 (平成二四年一二月一四日国土交通省令第八九号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、平成二十五年四月一日から施行する。	
	(経過措置)	
<b>第二条</b>	この省令の施行の際現に存する改正前の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類は、それぞれこの省令による改正後の旅行業法施行規則第一号様式による申請書、第三号様式による登録簿及び第五号様式による書類とみなす。	
	附 則 (平成二七年二月九日国土交通省令第二一号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。	
	附 則 (平成二七年二月九日国土交通省令第二一号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。	
	附 則 (平成二七年二月九日国土交通省令第二一号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。	
	附 則 (平成二七年二月九日国土交通省令第二一号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。	
	附 則 (平成二七年二月九日国土交通省令第二一号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、公布の日から施行する。ただし、第三条、第八条、第十七条、第二十四条及び第二十五条の規定は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）以下「番号利用法」という。）附則第一条第四号に掲げる規定の施行の日（平成二十九年一月一日）から施行する。	
	附 則 (平成二九年一二月一四日国土交通省令第六〇号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、平成二十九年十月七日から施行する。	
	附 則 (平成二九年一二月一四日国土交通省令第六六号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、平成三十年一月四日から施行する。	
	(経過措置)	
	附 則 (平成三〇年一月四日国土交通省令第一号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、通訳案内士法及び旅行業法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）の施行の日（平成三十一年一月四日）から施行する。	

		附 則 (平成三〇年三月三〇日国土交通省令第二二号)
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、平成三十年四月一日から施行する。	
	(経過措置)	
<b>第二条</b>	この省令の施行前にされた旅行業法第四条の登録の申請又は同法第六条の三の有効期間の更新の登録の申請であつて、観光庁長官による登録をするかどうかの処分がなされていないものについての処分については、なお従前の例による。	
	附 則 (平成三〇年四月一六日国土交通省令第三八号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、平成三十年六月十五日から施行する。	
	附 則 (令和元年六月二八日国土交通省令第二〇号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年七月一日）から施行する。	
	附 則 (平成三〇年四月一六日国土交通省令第三八号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、令和元年九月三日から施行する。	
	附 則 (令和元年九月三日国土交通省令第三四号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、成年被後見人等の権利の制限に係る措置の適正化等を図るための関係法律の整備に関する法律（以下「整備法」という。）の施行の日（令和元年九月十四日）から施行する。	
	附 則 (令和元年一二月一六日国土交通省令第四七号) 抄	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、情報通信技術の活用による行政手続等に係る関係者の利便性の向上並びに行政運営の簡素化及び効率化を図るために行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律等の一部を改正する法律の施行の日（令和元年十二月十六日）から施行する。	
	附 則 (令和二年一二月二三日国土交通省令第九八号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、令和三年一月一日から施行する。	
	(経過措置)	
<b>第二条</b>	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	
	附 則 (令和三年八月三一日国土交通省令第五三号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、令和三年九月一日から施行する。	
	(経過措置)	
<b>第二条</b>	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による用紙は、当分の間、これを取り繕つて使用することができる。	
	附 則 (令和四年一二月二八日国土交通省令第七号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、令和五年二月二十八日から施行する。	
	(経過措置)	
<b>第二条</b>	この省令の施行の際現にあるこの省令による改正前の様式による申請書、証明書その他の文書は、この省令による改正後のそれぞれの様式にかかわらず、当分の間、なおこれを使用することができる。	
	附 則 (令和五年一二月二八日国土交通省令第四二号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、所得税法等の一部を改正する法律附則第一条第一号に掲げる規定の施行の日（令和五年五月一日）から施行する。	
	附 則 (令和五年一二月二八日国土交通省令第九八号)	
	(施行期日)	
<b>第一条</b>	この省令は、公布の日から施行する。	
	附 則 (令和六年三月二九日国土交通省令第二六号) 抄	

第一条 本法施行期日

（定期日）  
この省令は、令和六年四月一日から施行する。

500億円

一一一  
700億円ノ

万円  
14000  
——  
円53

円 3 8 0 0

万円  
3800万

別表第一（第七条関係）

**別表第一（第七条関係）**

2兆円以上	1兆円リ	50000億円リ	40000億円リ	30000億円リ	20000億円リ	15000億円リ	10000億円リ	7000億円リ	5000億円リ	7000億円リ	10000億円リ	10000億円リ
につき	2兆円リ	1兆円リ	50000億円リ	40000億円リ	30000億円リ	20000億円リ	15000億円リ	10000億円リ	7000億円リ	5000億円リ	7000億円リ	10000億円リ
万円	1万円0000	4万円0000	3万円0000	3万円0000	2万円5000	2万円5000	1万円8000	1万円6000	1万円5000	1万円4000		
円	3万円0000	1万円7000	1万円7000	1万円1000	9円2000	9円6000	7円6000	6円6000	6円5000	5円5000		
万円	2万5000	1円2200	円9300	円7900	円6600	円5400	円4700	円4300	円4000	円3800		
円	2万0000	1万0000	円9000	円7000	円6000	円5000	円4000	円3000	円2000	円1000		
万円	2万0000	1万0000	円9000	円7000	円6000	円5000	円4000	円3000	円2000	円1000		
円	2万0000	1万0000	円9000	円7000	円6000	円5000	円4000	円3000	円2000	円1000		

第一号様式（第一条の二及び第四条の二関係）		(昭30第823・昭35第11・昭36第5・平6第12・平6第9・平9第11・平12第11・平12第59・平20第177・平24第186 89・平25第166・令和元年文第90・令和2年文第2・令2年登録令・記録)																																																																																	
<p style="text-align: center;">規 定 登 録 申 請 書 (1)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 25%;">観光庁長官登録知事</td> <td style="width: 25%;">旅 行 業 第 号</td> <td style="width: 25%;">旅 行 業 葉代理業</td> <td style="width: 25%;">旅 行 業 務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第一種旅行業務 地域限定旅行業務</td> <td colspan="2">第二種旅行業務</td> </tr> <tr> <td colspan="2">第三種旅行業務</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">会員登録(法人にあつては、その名称)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">代表者の氏名(法人の場合)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">住所(法人にあつては、その所在地)</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ふりがな</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">商 号</td> <td colspan="2"></td> </tr> <tr> <td colspan="2">ふりがな</td> <td colspan="2">ふりがな</td> </tr> <tr> <td colspan="2">主たる営業所の名称</td> <td colspan="2">主たる営業所の住所</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">代理する旅行業者(旅行業者代理業の場合)</td> </tr> <tr> <td colspan="2">氏名又は名称</td> <td colspan="2">住 所</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: right;">観光庁長官登録知事</td> <td colspan="2" style="text-align: right;">年 月 日</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">第三条 旅行業法第3条の三第一項の規定による更新登録の申請をします。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">第六条の第四項</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">この申請書及び添付書類の記載事項は、事實に相違ありません。</td> </tr> <tr> <td colspan="4" style="text-align: center;">申請者の氏名又は名称</td> </tr> </table>				観光庁長官登録知事	旅 行 業 第 号	旅 行 業 葉代理業	旅 行 業 務	第一種旅行業務 地域限定旅行業務		第二種旅行業務		第三種旅行業務				ふりがな				会員登録(法人にあつては、その名称)				ふりがな				代表者の氏名(法人の場合)				ふりがな				住所(法人にあつては、その所在地)				ふりがな				商 号				ふりがな		ふりがな		主たる営業所の名称		主たる営業所の住所		代理する旅行業者(旅行業者代理業の場合)				氏名又は名称		住 所		観光庁長官登録知事		年 月 日		第三条 旅行業法第3条の三第一項の規定による更新登録の申請をします。				第六条の第四項				この申請書及び添付書類の記載事項は、事實に相違ありません。				申請者の氏名又は名称			
観光庁長官登録知事	旅 行 業 第 号	旅 行 業 葉代理業	旅 行 業 務																																																																																
第一種旅行業務 地域限定旅行業務		第二種旅行業務																																																																																	
第三種旅行業務																																																																																			
ふりがな																																																																																			
会員登録(法人にあつては、その名称)																																																																																			
ふりがな																																																																																			
代表者の氏名(法人の場合)																																																																																			
ふりがな																																																																																			
住所(法人にあつては、その所在地)																																																																																			
ふりがな																																																																																			
商 号																																																																																			
ふりがな		ふりがな																																																																																	
主たる営業所の名称		主たる営業所の住所																																																																																	
代理する旅行業者(旅行業者代理業の場合)																																																																																			
氏名又は名称		住 所																																																																																	
観光庁長官登録知事		年 月 日																																																																																	
第三条 旅行業法第3条の三第一項の規定による更新登録の申請をします。																																																																																			
第六条の第四項																																																																																			
この申請書及び添付書類の記載事項は、事實に相違ありません。																																																																																			
申請者の氏名又は名称																																																																																			
<p>注、登録番号の記載は更新登録の申請の場合に、収入印紙又は紙証の貼付は、手数料を納めなければならない登録の申請欄に限る。</p>																																																																																			
(日本商業規格 A4 1面)																																																																																			

(日本産業規格 A列(4番))

(日本産業規格 A列4番)

(日本産業規格 A列4番)

## 第一号様式（第一条の四関係）

第二号様式（第一条の四關係）		財産に関する調書	
		年月日現在	
資産	価額	摘要	要
資産			
現金・預金			
有価証券			
未収入			
土建			
備機			
その他			
計			
負債			
借入金			
未払り			
預金			
前受金			
その他			
計			

(日本産業規格 A列4番)

- (日本産業用機器・マガジン)

備考 (1) この調査は、登録申請者が個人である場合のみ、記入すること。  
(2) 「権利」とは、営業権、地上権、電話加入権、その他の無形固定資産をいう。

第三号様式(第二条関係) (昭50運令23・昭58運令5・平6運令12・平8運令9・平12運令39・平20國交令77・平24國交令89・令元國交令20・一部改正)

(日本産業規格 A列 4番)

(日本産業規格 A列4番)

(日本産業規格 A列4番)

第四号様式（第五条関係）

第四号様式（第五条関係）（昭50運令23・昭56運令5・平6運令12・平8運令9・平9運令75・平12運令39・平20運令77・令元規令27・一部改正） 登録事項変更届出書		
受付印	経由印	観光庁長官 旅行業 第 号 登録 知事 旅行業者代理業
変更事項（新旧の対照を明示すること。）		
新	旧	
年 月 日		
観光庁長官 殿 知事		
旅行業法第六条の四第三項の規定により登録事項の変更の届出をします。		
この届出書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。		
届出人の氏名又は名称		

(日本産業規格 A列4番)

(日本産業規格 A列4番)

注 変更に係る事項がその他の営業所に係るものである場合に記載し、添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

第六号様式（第九条の二関係）

注 変更に係る事項が旅行業務を取り扱わせる旅行業者代理業者に係るものである場合に記載し、添付すること。

(日本産業規格 A列4番)

第六号様式（第九条の二関係） 平成令9年・全改、平9令命75・平12令命39・平20令命77 平20令命77 平20令命77 平20令命77		取引額報告書 年度分(年月日から年月日まで)	
受付印	経由印	銀光長官 登録旅行業第 号 知事	
区分		取扱人員 (人)	取引額 (円)
自社の企画旅行に係る 取引額(受託旅行業者 及び自社に所属する旅 行業者代理業者の取扱 いによるものも含む)		参加する旅 行者の募集 をすること により実施 するもの 旅行者からの依頼によ るもの	本邦内の みのもの 上記以外
手配旅行に係る取引額(自己に所属する旅行業 者代理業者の取扱いによるものも含む)			
旅行業法第二条第一項第八号及び ninth 号に係る 取引額(自己に所属する旅行業者代理業者の取 扱いによるものも含む)			
合計			
(うち自社に所属する旅行業者代理業者の取引 額)		( )	( )
營業保証金の場合			
現在供託している金額			
上記により供託すべき金額			
(差額がある場合)追加して供託すべき額又は 取り戻しができる額			
弁済業務保証金分粗金の種類			
現在納附している金額			
上記により納附すべき金額			
(差額がある場合)追加して納付すべき額又は 取り戻しができる額			
銀光長官 知事		年月日	
旅行業法第十条の規定により取引の額を報告します。 この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。			
報告者の氏名又は名称			

(日本座業規格 A 列 4 番)

第七号様式  
(第十条の四関係)

第七号様式（第十条の四関係）（平29年令66・追加、令元令文令20・一部改正）	
取引額報告書	
（旅行業務取扱管理者が複数の営業所を兼務する場合）	
年度分（年月日から年月日まで）	
受付印	知事登録 旅行業 第 号
営業所の名称	
取引額 (円)	
取引額合計	
年月日	
知事殿	
上記の営業所は、旅行業法第十二条の二第五項に規定する旅行業務取扱管理者が複数の営業所を通じて一人で足りる要件を満たしていることを報告します。	
この報告書の記載事項は、事実に相違ありません。	
報告者の氏名又は名称	

(日本産業規格 A列4番)

第八号様式  
(第十四条関係)

第八号様式（第十四条関係）（平19年令66・全改、平20年令77・一部改正、平29年令66・一部改正）	
旧第七号様式譲下・一部改正、令元令文令20・一部改正	
総合旅行業務取扱管理者試験合格証 国内旅行業務取扱管理者試験合格証 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証	
合格番号 _____	
氏名	
生年月日	
旅行業法第十二条の三の規定による国内旅行業務取扱管理者試験に合格したことを証する。	
年月日	
観光庁長官 観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会 団	

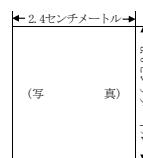
(日本産業規格 A列4番)

第九号様式(第十四条関係) (昭58第5・通30、昭60第22、平6第12、平9第75、平12  
第66、平10第68、平12第77、一部改正、平20第66、旧第八号様式様下、一部改  
正、令元第20・令21第66、一部改正)

合格証再交付申請書	
年 月 日	
観光庁長官 観光庁長官試験事務代行機関旅行業協会 殿	
氏 名	
生 年 月 日	
合 格 番 号	
合 格 年 月 日	
旅行業法施行規則第十四条第二項の規定により 総合旅行業務取扱管理者試験合格証 国内旅行業務取扱管理者試験合格証の再交付を申請します。 地域限定旅行業務取扱管理者試験合格証	
氏 名	
住 所	

(日本産業規格 A4用)

第十号様式(第二十七条の七関係)

 (写 真)		2.4センチメートル 3.0センチメートル 1.4センチメートル	旅 行 業 务 取 扱 管 理 者 証	
			氏 名	(年 月 日生)
			所属営業所	
			上記の営業所に所属する 総合旅行業務取扱管理者 国内旅行業務取扱管理者 地域限定旅行業務取扱管理者 であることを証する。	
			(発行日)	年 月 日
旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 表 者 氏 名				

第十一号様式(第二十八条関係)

(写 真) <small>(年 月 撮影)</small>	外 務 員 証  氏 名 (年 月 日生)  所属営業所
上記の営業所に所属する外務員であることを証する。	
旅行業者又は旅行業者代理業者の氏名又は名称 主たる営業所の所在地 代 表 者 氏 名	

第十二号様式(第三十一条関係) (平成6年6月・令和元年6月・旧第十一号様式様下一部改正)

旅 行 業 登 録 要 <small>(業務範囲: 海外旅行・国内旅行)</small>	
<small>Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities: Overseas Travel, Domestic Travel)</small>	
登 録 番 号 <small>Number</small>	登録旅行業 第 号 <small>Number</small>
登 録 年 月 日 <small>Date of License</small>	年 月 日 <small>Year Month Day</small>
有 効 期 間 <small>Term of Validity</small>	年 月 日 から 年 月 日 まで <small>from to</small>
氏 名 又 は 名 称 <small>Name</small>	
営 業 所 の 名 称 <small>Name of Branch</small>	
管理 行 業 務 取 扱 者 <small>Name of Certified Travel Services Manager</small>	
愛 企 画 取 扱 者 <small>Trustee Contract</small>	

注  
 1. 地の色は、青色とする。  
 2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することとする。  
 3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十三号様式（第三十一条関係）（平成20年令77・改正、平成20年令86・旧第十二号様式跡下  
・一部改正）

27センチメートル以上	
旅行業登録要 (業務範囲：国内旅行)	
Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities : Domestic Travel)	
登録番号 Number	登録旅行業 第号
登録年月日 Date of License	年月日 年月日
有効期間 Term of Validity	年月日から 年月日まで from to
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 Trustee Contract	

注 1. 地の色は、白色とする。  
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。  
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

第十四号様式（第三十一条関係）（平成20年令77・改正、平成20年令86・旧第十三号様式跡下  
・一部改正）

27センチメートル以上	
旅行業者代理業登録要 (業務範囲：海外旅行・国内旅行)	
Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities : Overseas Travel, Domestic Travel)	
登録番号 Number	知事登録旅行業者代理業 第号
登録年月日 Date of License	年月日 年月日
所轄登録番号又は名称 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 第号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
旅行業務取扱名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 Trustee Contract	

注 1. 地の色は、青色とする。  
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。  
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

## 第十五号様式（第三十一条関係）

第十五号様式（第三十一条関係）（平成25年令77、令添、平成25年令86、旧第十四号様式修正  
・一部改正）

27センチメートル以上	
旅行業者代理業登録票 (業務範囲:国内旅行)	
Licensed by the Japan Tourism Agency in accordance with the provisions of the Travel Agency Law (Scope of Activities: Domestic Travel)	
登録番号 Number	知事登録旅行業者代理業 第号
登録年月日 Date of License	年月日
所轄旅行業者名 又は 登録民又は 登録者名 Number and Name of Principal Travel Agent	登録旅行業 第号
氏名又は名称 Name	
営業所の名称 Name of Branch	
監督者 の 氏 名 Name of Certified Travel Services Manager	
受託取扱 契約 Trustee Contract	

- 注 1. 地の色は、白色とする。  
2. 受託契約を締結していない者にあつては、受託取扱企画旅行名の欄を省略することができる。  
3. 受託取扱企画旅行の欄は、取り扱っている企画旅行の企画者が明確となるよう記載する。

## 第十六号様式（第四十二条関係）

第十六号様式（第四十二条関係）

新規登録申請書(1)			
収入印紙又は証紙貼付箇所 (消印しないこと。)			
ふりがな			
氏 名 (法人にあつて は、その名称)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住 所 (法人にあつて は、その所在 地)			
ふりがな			
商 号			
ふりがな	ふりがな	ふりがな	
主たる営業所の 名 称		主たる営業所の 所 在 地	
年月日			
知事殿			
旅行業法第二十三条の規定による新規登録の申請をします。 この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。 申請者の氏名又は名称			

（日本産業規格 A列4番）

(日本産業規格 A列4番)

第十七号様式（第四十四条関係）

旅行サービス手配業者登録簿(1)			
登録年月日	年 月 日		
知事登録旅行サービス手配業者登録簿号			
ふりがな			
氏名 (法人にあつては、その名前)			
ふりがな			
代表者の氏名 (法人の場合)			
ふりがな			
住所 (法人にあつては、その所在地)			
ふりがな			
商号			
ふりがな	ふりがな		
主たる営業所の名称		主たる営業所の所在地	

(日本産業規格 A列4番)

(日本産業規格 A列4番)

第十八号様式（第四十五条関係）

第十八号様式（第四十五条関係）	
登録事項変更届出書	
受付印	知事登録旅行サービス手配業者 第 号
変更事項（新旧の対照を明示すること。）	
新	旧
年 月 日	
知事殿	
旅行業法第二十七条第一項の規定により登録事項の変更の届出をします。 この届出及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。	
届出人の氏名又は名称	

第十九号様式（第四十五条関係）	
変更届出添付書類(1)	
登録年月日	年月日
知事登録旅行サービス手配業者号	
ふりがな	
氏名 (法人にあつては、その名称)	
ふりがな	
代表者の氏名 (法人の場合)	
ふりがな	
住所 (法人にあつては、その所在地)	
ふりがな	
商号	
ふりがな	ふりがな
主たる営業所の名称	主たる営業所の所在地

(日本産業規格 A列4番)

(日本産業規格 A列 4番)

9セシナシメートル		9セシナシメートル	
←2.5セシナシメートル		←2.5セシナシメートル	
<p style="text-align: center;">(年　月　日)</p> <p style="text-align: center;">(年　月　日生)</p> <p style="text-align: center;">(年　月　日没)</p>		<p style="text-align: center;">(年　月　日)</p> <p style="text-align: center;">(年　月　日生)</p> <p style="text-align: center;">(年　月　日没)</p>	
第 号	年	月	日
<p style="text-align: center;">6セシナシメートル</p> <p style="text-align: center;">3セシナシメートル</p>			
<p style="text-align: center;">所屬及び職名</p> <p style="text-align: center;">氏　名</p> <p style="text-align: center;">旅行業法第七十一条第五項の検査員の証</p> <p style="text-align: center;">年　月　日まで有効</p>			
<p style="text-align: center;">鉄道府県知事　印</p>			

第十一号様式

(鉄道運賃が適用する事務所の規定による)第六十七条 本法の規定による觀光代理店の権限に属する事務の一部、或いは命令で定めるところにより、鉄道運賃の如きを行なうことができる。(総務会社と立てる取扱金)

第七十条 觀光代理店は、第一条の定義成るため必要な限りにおいて、その職務に於ける者等をしては旅行サービストラベル代理店の営業所若しくは事務所又は第二条の十一、第十九条若しくは第二十一条の規定を受けて了る者その他は該事務所に於ける事務所並に立ち入り、旅館業者その他の物件を査定し、又は旅館業者に質問せらるる所がかかる。前二項の規定により立入りする場合は、その身分を示す証明書を拂拂せしむる。總務会社の構成員は、たゞときは第三条及び第四条の規定による立入検査の権限は、犯地運送のため認められたものと解釈してはならない。

(罰則) 第七十九条 乙の各号のいずれかに該當する者は、三十万円以下に處する。

一二、第七十九条第三項若しくは第四項の規定による権限を拒み、若しくは怠慢に拂ふ、又は質問に対しては、總務会社を迷惑せしむる。

三、第五条、旅行業者(本款外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る)を実施しないものに限る)及び旅館業者(觀光代理店による)の

第五条 旅行業者(本款外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る)を実施しないものに限る)及び旅館業者(觀光代理店による)の

第六十七条 本法の規定による觀光代理店の権限に属する事務の一部、或いは命令で定めるところにより、鉄道運賃の如きを行なうことができる。(総務会社と立てる取扱金)

第七十条 觀光代理店は、第一条の定義成るため必要な限りにおいて、その職務に於ける者等をしては旅行サービストラベル代理店の営業所若しくは事務所又は第二条の十一、第十九条若しくは第二十一条の規定を受けて了る者その他は該事務所に於ける事務所並に立ち入り、旅館業者その他の物件を査定し、又は旅館業者に質問せらるる所がかかる。前二項の規定により立入りする場合は、その身分を示す証明書を拂拂せしむる。總務会社の構成員は、たゞときは第三条及び第四条の規定による立入検査の権限は、犯地運送のため認められたものと解釈してはならない。

(罰則) 第七十九条 乙の各号のいずれかに該當する者は、三十万円以下に處する。

一二、第七十九条第三項若しくは第四項の規定による権限を拒み、若しくは怠慢に拂ふ、又は質問に対しては、總務会社を迷惑せしむる。

三、第五条、旅行業者(本款外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る)を実施しないものに限る)及び旅館業者(觀光代理店による)の

第五条 旅行業者(本款外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る)を実施しないものに限る)及び旅館業者(觀光代理店による)の

第六十七条 本法の規定による觀光代理店の権限に属する事務の一部、或いは命令で定めるところにより、鉄道運賃の如きを行なうことができる。(総務会社と立てる取扱金)

第七十条 觀光代理店は、第一条の定義成るため必要な限りにおいて、その職務に於ける者等をしては旅行サービストラベル代理店の営業所若しくは事務所又は第二条の十一、第十九条若しくは第二十一条の規定を受けて了る者その他は該事務所に於ける事務所並に立ち入り、旅館業者その他の物件を査定し、又は旅館業者に質問せらるる所がかかる。前二項の規定により立入りする場合は、その身分を示す証明書を拂拂せしむる。總務会社の構成員は、たゞときは第三条及び第四条の規定による立入検査の権限は、犯地運送のため認められたものと解釈してはならない。

(罰則) 第七十九条 乙の各号のいずれかに該當する者は、三十万円以下に處する。

一二、第七十九条第三項若しくは第四項の規定による権限を拒み、若しくは怠慢に拂ふ、又は質問に対しては、總務会社を迷惑せしむる。

三、第五条、旅行業者(本款外の企画旅行(参加する旅行者の募集をすることにより実施するものに限る)を実施しないものに限る)及び旅館業者(觀光代理店による)の

定する旅行業協会を除く。に関する法第七十一条第一項に規定する觀光庁長官の審査に属する事務は、その主たる事務所の所在地を管轄する都道府県知事が行うこととする。  
5. 前各項（第二項ただし書を除く）の海苔においては、  
法中これらを規定する事務に係る觀光庁長官にて  
規定する規定は、都道府県知事に規定する規定として都道府  
県知事に適用があるものとする。

(裏)